

仙台市災害対策本部受付義援金の監査について

1 収入の部について

(1) 歳計外現金受払簿と歳計外現金（会計課専用口座）への納入済通知書の確認

寄付者よりの義援金（市長口座への振込金、現金書留または現金持参）は、全て歳計外現金（会計課専用口座）にて受入処理されており、その際、歳計外現金受払簿にて整理している。この受払簿には、歳計外現金への受入（収入）、及び歳計外現金からの払出（支出）が記載されていることから、当該受払簿の「受入額」欄の金額と、歳計外現金（会計課専用口座）への納入済通知書の金額について一致しているか確認した。

※市長口座への振込、仙台市への現金書留及び仙台市社会課への現金持参については、無作為に抽出した26件について、また、仙台市各区役所への現金持参については全件について、一致していることを確認した。

(2) 市長口座の確認

義援金の受付口座である「仙台市災害対策本部災害対策本部長奥山恵美子（市長口座）」※の通帳から歳計外現金（会計課専用口座）へ全額支払いされていること、及び同口座が平成28年6月23日付で解約されていることを確認した。

なお、当該口座には、猶予期間として開放していた平成28年4月以降も2件振込があり、4月中の振込（1件）については、第6回配分委員会開催より相当前であったことから3月末受入の数字に算入をすることとし、5月中の振込（1件）については、第6回配分委員会の審議直前（5月18日）であったことから、本人の了承を得て、宮城県災害対策本部の義援金受付口座に振込を行った。

※平成23年4月28日まで普通預金口座を使用していたことによる、預金利子271円については、平成23年度仙台市一般会計歳入決算において、預金利子として計上した。

2 支出の部について

(1) 歳計外現金（会計課専用口座）から資金前渡口座（社会課長口座）への払出の確認

寄せられた義援金を管理している歳計外現金（会計課専用口座）から、申請者への振込に用いる資金前渡口座（社会課長口座）へ適正に払出がされているか確認するために、歳計外現金受払簿の「払出額」と資金前渡口座の入金額を照合した。

(2) 資金前渡口座（社会課長口座）からの振込の確認

資金前渡口座（社会課長口座）から申請者への振込が適正に行われているか確認した。なお、資金前渡口座（社会課長口座）は、宮城県受付分の義援金の配分にも使用しており、当該義援金と合算して対象者に振込していることから、振込日毎の仙台市独自支給分のみを抜き出した振込額を別途資料にて揃え、当該資料の支給金額の総額が、支給済金額11億380万9,706円と一致していることを確認した。

(3) 支出台帳、申請書、振込明細表の確認

申請者1件ごとに支出した実績をまとめた「支出台帳」、申請者からの「申請書」、振込の結果を記した金融機関からの「振込明細表」を確認いただき、申請者に適正に支給されているか確認した。

配分対象の区分のうち、両親を亡くした未成年者は、件数が7件と少ないので、全件の上記書類を確認し、それ以外の区分については、5件を無作為抽出し、上記書類を確認した。